

決させてきた経過もあり、また、市からの補助金を提案することに「これで街づくり会社は良くなる、経営はもち直す」などといった続けてきたが、すべては、目的どおりにならなかったのも明白であります。

平成十三年のリノベーション補助金審査のときにも街づくり会社の社長が、当時の産業委員会に出席し「これですべて良くなります、もう税金投入はありません」と明確に述べており、市長と併せて、議会に対して適切な報告や答弁をしていないのは「背任的行為」ではないかと考えられます。さらに、第三街区組合理事長は、再開発事業における「津山市への補助金申請をした覚えはない、印鑑も押してない、お金も見ることがない」などと公然と申しており、これが事実とすれば、第三街区に対する指導的立場である市のあり方を問わなくてはなりません。

権利者は一概ではない、

五つの流れ

再開発事業の権利者は、一般的に「良いこ

とをした人たち」という印象が強いところですが、特別委員会の調査の中で、権利者は全員が同じではなく、下記のように区分されると思われれます。

まず、ひとつの区分は、地区外物件の購入や資金流用の問題や資金不足になっても事業推進してきたと思われる、極少ない最高幹部の人たち。

次の区分は、全てのことではないが、一定のことは理解し、補償費をもらったり、お金を借りたりもしている理事の中でも、リーダー的な存在の役員など。

そして、あまり事を知らないが、役員をしていた人たち、あるいは、役員ではないが、幾つかの情報を知り得ていた権利者の人たち、そして、少ない人数ですが、たまたま、再開発区域に権利を持っており、権利を残しておれば永久に「財産は守られる」と信じて、全く何も知らされないで「県の是正命令」で権利を失った人たち、あるいは、失う恐れがある人たちです。

最後に区分されるのは、元権利者という人たちで、再開発に「賛成していた」あるいは「反対していた」という立場の違いはあります

が、「権利をすべて売買」して移転していた人たちの五つに区分されます。

中間報告の終わりに 当たって

以上、十二月議会に対する「委員会の中間報告」です。

今議会に提案される、アルネ再建策に関する「補正予算約四十一億円」ですが、産業委員会と建設水道委員会での審査になり、「再建策全体のあり方」については、再開発問題に関する調査特別委員会が審査するという審議形態になると思います。従いまして、予算の審議結果によりましては、議会最終日に、もう一度「委員会報告」が必要になると考えていることと、「資金流用に関する調査」ですが、十二月議会で「最終結論を出したい」との申し出を受けて、週に一回ではなく二回、必要ならば三回と調査を重ねてきましたが、最終結論に至りませんでした。出来るだけ早い時期に最終結論を出したいと考えていることを報告して中間報告とします。